

議第67号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年 2月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立信楽学園
- 2 指定管理者 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4837番地2
社会福祉法人グロー
理事長 北 岡 賢 剛
- 3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで